

## 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案への意見募集について

### 1 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案とは

現在のごみ処理施設である「宝塚市クリーンセンター」は、昭和 63 年に運転を開始したごみ焼却施設をはじめ、平成 2 年稼動の粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、すでに 25 年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、及び大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化、また循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難になっております。

このため、新ごみ処理施設の整備に向けて広域化も視野に入れ検討を進めましたが、各市の施設を取り巻く事情等もあり、本市単独設置を決め、平成 27 年 11 月に「宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、これを基に、施設を整備するために必要なより具体的な諸条件を定めた「宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案」を取りまとめました。

この基本計画原案では、整備用地について選定方法と選定条件を、事業方式について 4 つの選択肢を設定するとどめ、今回のパブリックコメントで広く市民の皆さんのご意見をお聞きするものです。

これらについては、この基本計画原案を基に、市が責任をもって決定し、宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画とします。

### 2 基本計画原案策定の経過

この基本計画原案の策定にあたり、平成 28 年 1 月に、公募によって選ばれた市民委員 4 人、公共的団体代表者 5 人、知識経験者 4 人、計 13 人で構成される「宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を設置し、同検討委員会に諮問いたしました。

基本計画検討委員会では、新ごみ処理施設整備に関する市民意見を踏まえながら、処理方式や施設規模、環境保全基準、付帯施設、整備用地の選定条件、事業方式などについて、8 回の全体会と 2 回の専門部会で活発な議論をしていただきました。

### 3 基本計画原案のポイント

この基本計画原案では、新ごみ処理施設の計画条件や処理方式、施設規模、環境保全基準、付帯施設、整備用地の選定条件、事業方式などを決めました。

主な内容は以下のとおりです。

#### ・計画条件

現行のごみの出し方や分け方は変えず、施設整備において適正な処理方法・処理設備を検討する。

#### ・処理方式

現行と同じストーカ式焼却方式を採用する。

#### ・施設規模

エネルギー回収推進施設

ごみ焼却設備 212 t/日 (106 t/日×2 炉)。

可燃性粗大ごみ処理設備 9.2 t/日。

マテリアルリサイクル推進施設 32.6 t/5h。

#### ・環境保全基準

排ガス基準は、現行よりも厳しい値で近年の平均より優れたレベルを定めている。

#### ・付帯施設

クリーンセンターの役割、ごみ問題や環境問題を理解してもらう機能と理科学習施設としての機能を備える。

#### ・整備用地の選定条件

市内全域を対象に複数段階で絞っていく方法とし、その条件を定めている。

#### ・事業方式

従来方式（運転委託＋直営）、長期包括的運営委託、公設民営（DBO 方式）、民設民営〔PFI 事業〕（BTO 方式）を検討対象と定めている。

具体的な概算事業費については、市で整備用地や事業方式を決定した上で算出します。最近では建設単価が高騰傾向にありますので、建設費を抑制する一方、財源については、国の循環型社会形成推進交付金や起債などを最大限に活用し、一般財源の支出をできる限り抑えていきます。

また、新ごみ処理施設建設基金についても、目標額を定め、計画的に積み立てていきます。

なお、現段階で提示できる計画ごみ質や計画ごみ量、施設規模、処理方式を基に複数メーカーにヒアリングしたところ、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設の建設費のみの概算見積額として、約 250 億円との回答を得ました。ただし、これには付帯施設や用地費、造成費、インフラ整備費等は含まれていません。

## 4 意見募集の目的

新ごみ処理施設整備事業は、本市にとって大規模な事業であり、市民生活にも密着することから、基本計画原案策定の趣旨や内容等について、広く公表し、同計画原案に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行い

ます。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案に対する意見募集
- ② 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案の概要
- ③ 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案
- ④ 別紙「意見提出用紙」

## 5 基本計画原案の公表方法について

市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>) の環境部の「新しいごみ処理施設の整備に向けて (ID 1014879)」のページ内 (ID 1018308) のほか、宝塚市クリーンセンター、市役所環境政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

## 6 意見の募集期間

平成 29 年 (2017 年) 2 月 1 日 (水) から平成 29 年 (2017 年) 3 月 2 日 (木) まで

## 7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目 (氏名、住所、電話番号等) すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所 (全般もしくは特定部分) が分かるように記載してください。

提出方法は、クリーンセンター施設建設課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内に御提出ください。ただし、郵送の場合は、平成 29 年 (2017 年) 3 月 2 日必着とします。ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒665-0827 宝塚市小浜 1 丁目 2 番 1 5 号

クリーンセンター施設建設課

(受付時間は平日の 7 時 45 分～16 時 15 分まで)

(市役所庁舎内ではありませんので、ご注意ください。)

電話番号 0 7 9 7 - 8 4 - 6 3 6 3

ファクシミリ 0 7 9 7 - 8 1 - 1 9 4 1

電子メールアドレス [m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp)

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報、一切公表しません。提出いただいた意見 (パブリック・コメント) については、個人の権利利益を害するおそ

れのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、宝塚市クリーンセンター、市役所環境政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。なお、提出いただいた意見に対し、個別の回答はしませんのでご了承ください。

## **10 個人情報等の取扱いについて**

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。